

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	病院局市立川崎病院事務局
職 位	課長補佐
年 齢	5 5 歳
性 別	男性
処 分 内 容	免職
処 分 理 由	当該職員は、令和 7 年 2 月 1 1 日（火）1 5 時頃、羽田空港第 1 ターミナルにて警察官から任意同行を求められ、同日の東京空港警察署での事情聴取において、同日 9 時～1 4 時 3 0 分頃にかけて羽田空港内のエスカレーター、売店等において、空港職員の女性のスカート内をスマートフォンで動画撮影していたことを認めた。その翌日、職場にて上司に報告したことにより事案が判明した。 その後の病院局の聴取において、令和 6 年 1 2 月下旬から令和 7 年 2 月 1 1 日までの間、羽田空港や通勤途中の電車内や駅のホーム等で、児童生徒を含め 5 0 人を超える女性のスカート内の動画撮影を行っていたことを認めた。 撮影に当たっては、周囲から怪しまれないようリュックのサイドポケットに穴を開け、そこにスマートフォンを入れて多数の女性を連日盗撮する等、悪質性、常習性も高い。 これらの盗撮行為は、性的姿態撮影等処罰法における撮影罪に該当し常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処分発令日	令和 7 年 5 月 2 日
処 分 者	川崎市病院事業管理者
備 考	

問合せ先
川崎市病院局総務部庶務課 迫田
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 3 8 3 4